

オルメ殺人事件裁判におけるレントゲン検査

The roentgen ray in the Orme murder trial

Pitkin JT. Am X-ray J 4:531-4,1899

悲劇

それは、1897年7月8日、ニューヨーク州 Chemung 郡 Horse heads の小さな村の「バラック」として知られる古い家で起った。長い白い顎髭をたくわえた知的な風貌の老紳士が帰宅すると、驚いたことに彼の妻がイタリア人下宿人の James Punzo が抱擁しあっているところであった。その後の乱闘で、Orme 夫人は夫を大きなブリキのひしゃくで頭部を数回殴ったという。その度に額に大きな切創を来たして大出血し、頭部、顔面からの流血で目が見えなくなった。Orme はリボルバー拳銃を抜いて2発撃ち、いずれも敵に当たった。1発は Orme 夫人の口に入って舌の一部が失われ、もう1発は愛人の James Punzo の頭蓋を破壊して脳内に進入した。

その後

Orme 夫人は舌の一部を失っただけで回復したが、Punzo は軽症とは行かず、32口径弾が後頭部正中の外後頭隆起の左、上項線の1.5インチ上で頭蓋を貫通し、左大脳半球後部の深さ約2インチに達したことがその後の剖検で判明した。

入院

事件当日、Punzo は Elmira の Arnot-Ogden 病院に搬送され、異物探索を行なったが失敗に終わった。7月8日(事件当日)から14日まで、患者は意識が混濁し、発熱状態にあった。7月16日、回復の兆しが現れ、その後7月31日まで15日間にわたって体温、呼吸、脈拍はほとんど正常に復し、その後の6人の看護婦の宣誓証言でも患者は回復し、ほぼ毎日離床して病院の庭、回復室を散歩できるようになり、事件や彼に興味津々の人々と自由に話したり、この間短期間の発作以外、大部分は完全に理性的であった。7月31日の診察で、頭蓋創部表面の頭皮の傷は完全に治癒していたが、同日X線によって脳内の弾丸を同定する試みは失敗に終わった。

照射

この非常に興味深い事件について正確、公平に記述するため、Orme 事件の裁判記録を参照する。以下はその要点である。

1. X線検査の方法に関する原告証人の証言の要約。患者は、エーテル麻酔下で50分間にわたって無意識とされた。Punzo の後頭部が載るような、開放部のあ

るヘッドレストを使用した。Crookes 管を頭蓋の銃弾入射口の直下、頭部から1.5インチの距離に固定した。管球は、50万ボルトの Holtz 静電発電機に連結された。管球をこの位置に保った状態で、30分にわたってこれを使用した。天候その他の状況は良好であったが、銃弾の画像は得られず、写真乾板には頭蓋の暗い輪郭がうつるのみであった。

◆ Punzo の死

病院の臨床記録によると、X線照射の数時間後、患者の体温は正常から100.4度に上昇し、その日から死亡する8月20日まで、体温は正常より1~2度高いところから正常よりやや低いところを変動し、意識は混濁ないし半昏睡状態で次第に低下した。

2. 以下は、Chemung 郡検死官により正式に James Punzo の剖検を指名された医師による宣誓証言である。

「1897年8月12日、ニューヨーク州 Elmira の病院屍体安置所で、私は James Punzo の屍体の剖検を補助しました。体はるい瘦気味でしたが、死後硬直はほとんどありませんでした。外見上傷はありませんでしたが、頭皮を介して後頭骨のまるい穴を触れました。頭皮に横切開を加えて頭蓋から翻転し、骨の開口部を露出すると、扁平化した銃弾が落下しました。次いで頭蓋を鋸で切り、脳を露出して検査のために摘出しました」。

剖検医による検死官への剖検結果報告：切開して、頭蓋開口部から連続する脳損傷を露出した。銃弾は、横稜のやや上方、外後頭隆起の左1/2インチの位置で頭蓋を貫通して脳内に至り、左前外方に進入していた。その埋伏した最終位置には、脳に銃弾の大きさの陥凹があった。これを計測すると長さ1.5インチで、銃弾は剖検開始時にはこの位置にあったと思われ、頭皮を剥離する際の振動で埋伏床から離れて頭蓋開口部に落下したものと思われた。創傷内およびその周囲に、膿瘍はなかった。その後、脳に多くの割をいれて弾道の前方を検索したが、1.5インチ以上深達した形跡はなかった。骨開口部上の頭皮は完全に閉鎖しており、銃弾の埋伏床周囲には少量の塑性リンパ液があつて、その粗で角張った表面から脳を分画しており、良好な創傷治癒過程にあると思われた。従って、銃創は死の一因に過ぎず決して唯一の死因とは見えなかった。行なわれた治療として、頭部の銃弾探査のために2回の麻酔とX線が用いられたと述べられている。癒着性炎症の発生後のいかなる時点でも麻酔投与は、その安全性

を脅かすものであり、頭部への X 線使用は生命に危険を及ぼす。これがどういうものか分からないという理由で、これが脳を透過して害を及ぼすことが分からないと述べることは怠慢の誹りを免れない。我々が X 線について知るところは、光、熱、電気と同じようなものである。そのいずれについても、我々に分かるのはその効果である。そして未熟、不用意な手にかかれれば X 線の効果が非常に有害、破壊的であることは、国内各地から報告されていることは我々の良く知るところである」。James Punzo の死因は、銃創、麻酔、X 線による脳損傷であると考え (署名：E. H. Davis, M.D.)

3. 以下は、William E. Knapp 弁護士の報告からの引用である*。

* William E. Knapp. Messrs. Knapp and O'Connell 法律事務所。被告弁護人。そのたゆまざる努力の結果被告は無罪となった。

裁判

12 月 13 日、Elmira 市の上級裁判所で、George A. C. Orme は第 1 級殺人の罪で起訴された。裁判は 12 月 23 日まで約 10 日間続き、弁護側は死因は銃弾のみではなく、他の原因が関与したと主張した。第 1 に死者に照射された X 線の影響、第 2 に繰返された不適切なエーテル投与、第 3 に銃撃当日に行なわれた、探触子が創外、脳実質内に及んだとされている不適切な銃弾探索である。第 3 の点については、証拠が欠如しているため簡単に触れられたのみで、本件ではほとんど問

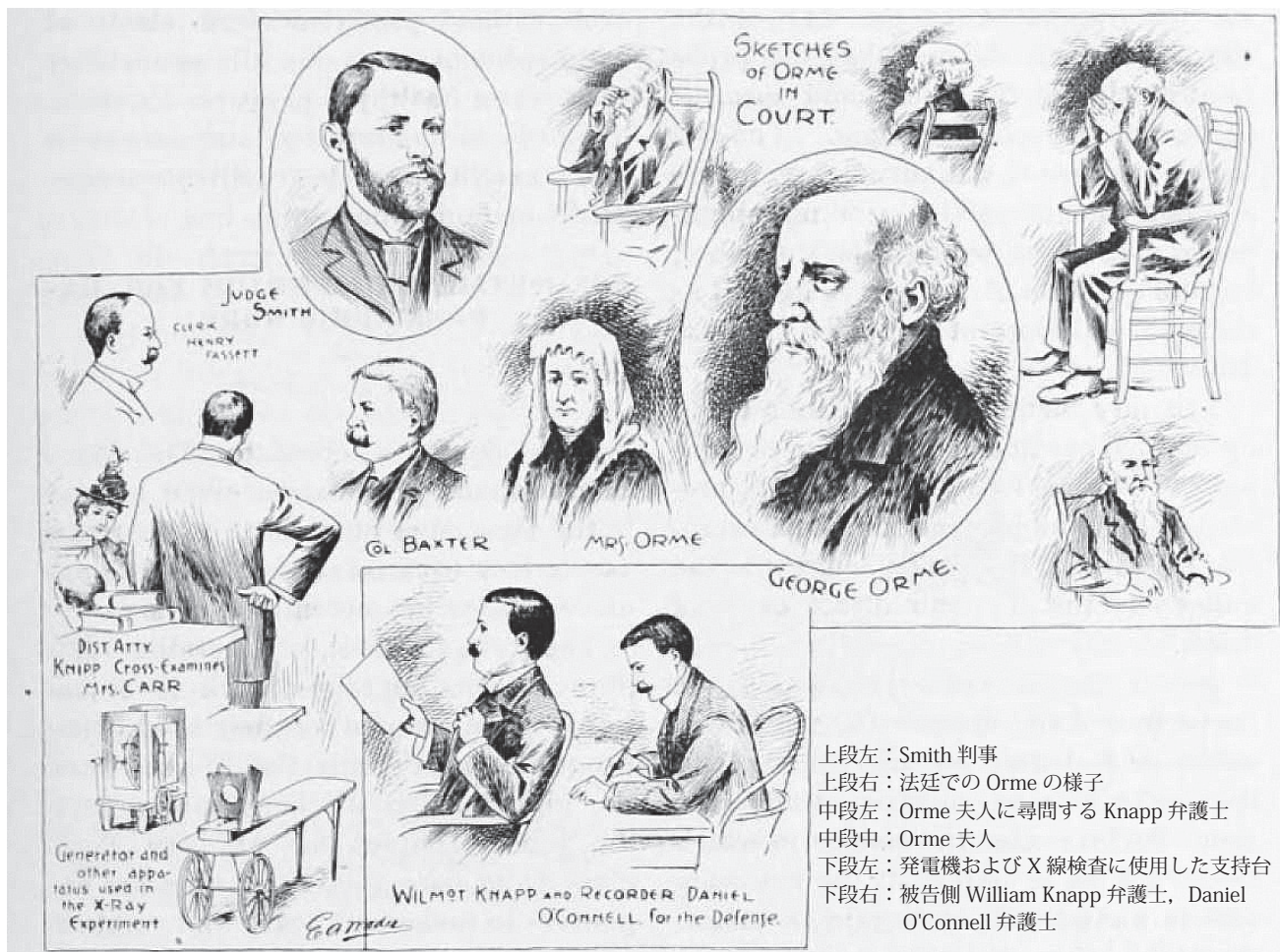
題とならず、主な死因として X 線の問題が指摘された。

陪審員は、弁護側の主張を支持し、被告は無罪となった。刑法第 181 条の定めにより、検察は合理的な疑いを超えて銃弾が唯一かつ直接の死因であることを立証しなくてはならない。

著者の見解

弁護側の論点を支持すべく、著者は出廷して宣誓証言を行なった。X 線が使用された方法に関する認められた事実に基づく仮定の質問に対し、以下の様に回答した。「この Ponzo に使用された小型線装置は、被写体に対して著しく危険と考えます (付図参照)。既に刺激されている脳の検査では、私の考えでは、治癒過程を遅延させるのみならず、特異的な刺激となって脳組織の破壊、軟化を来たし、死の原因となります」。

Punzo の X 線照射では、その危険な破壊的效果を減じるための予防策が何も講じられなかったことが証明されている。被写体と管球の距離は非常に近く、電流を吸収するために Crookes 管と患者の頭部の間に置くアース線に連結したアルミニウム板もなかった。患者と部屋の電導装置の絶縁も行なわれなかった。要するに、患者の刺激状態にある脳が、電氣的照射から無保護状態で危険領域に直接曝露され、すべての健全な修復機転が停止し、破壊的、逆行的変化に陥ったのである。



上段左：Smith 判事
 上段右：法廷での Orme の様子
 中段左：Orme 夫人に尋問する Knapp 弁護士
 中段中：Orme 夫人
 下段左：発電機および X 線検査に使用した支持台
 下段右：被告側 William Knapp 弁護士，Daniel O'Connell 弁護士